

大阪市規則第86号

大阪市立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立児童福祉施設条例施行規則(昭和39年大阪市規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(乳児等通園支援事業)</p> <p>第6条 条例第3条第5号の乳児等通園支援事業を行う保育所は、<u>別表第5に掲げる保育所</u>とする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 市長は、条例第5条第2項の規定により、条例第3条第3号に定める使用料について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額することができる。</p> <p>(1) 条例第5条第2項第1号又は第2号に該当する場合（<u>同号</u>に該当する場合にあっては、児童の属する世帯が母子世帯等である場合に限る。） 1日につき<u>別表第6</u>に掲げる額</p> <p>(2) 条例第5条第2項第2号に該当する場合（児童の属する世帯が母子世帯等である場合を除く。） 1日につき<u>別表第7</u>に掲げる額</p>	<p>(乳児等通園支援事業)</p> <p>第6条 条例第3条第5号の乳児等通園支援事業を行う保育所は、<u>大阪市立住吉乳児保育所</u>とする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>4 [同左]</p> <p>(1) 条例第5条第2項第1号又は第2号に該当する場合（<u>同項第2号</u>に該当する場合にあっては、児童の属する世帯が母子世帯等である場合に限る。） 1日につき<u>別表第5</u>に掲げる額</p> <p>(2) 条例第5条第2項第2号に該当する場合（児童の属する世帯が母子世帯等である場合を除く。） 1日につき<u>別表第6</u>に掲げる額</p>

<p>[5・6 略]</p> <p><u>別表第5</u>（第6条関係）</p> <p><u>大阪市立浪速第1保育所、大阪市立加島保育所、大阪市立住吉乳児保育所</u></p> <p><u>別表第6</u>（第8条関係）</p> <p>[表 略]</p> <p>[備考 略]</p> <p><u>別表第7</u>（第8条関係）</p> <p>[表 略]</p> <p>備考</p> <p>1 この表における「休日」の意義は、<u>別表第6備考第1項</u>に定めるところによる。</p> <p>2 この表における「0歳児」、「1歳児又は2歳児」及び「3歳以上児」の意義は、<u>別表第6備考第2項</u>に定めるところによる。</p>	<p>[5・6 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>別表第5</u>（第8条関係）</p> <p>[表 同左]</p> <p>[備考 同左]</p> <p><u>別表第6</u>（第8条関係）</p> <p>[表 同左]</p> <p>備考</p> <p>1 この表における「休日」の意義は、<u>別表第5備考第1項</u>に定めるところによる。</p> <p>2 この表における「0歳児」、「1歳児又は2歳児」及び「3歳以上児」の意義は、<u>別表第5備考第2項</u>に定めるところによる。</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。